

京都市・株式会社KADOKAWAの連携と協力に関する協定書

京都市（以下、甲という。）と株式会社KADOKAWA（以下、乙という。）とは、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下、「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携を図って協力し、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、京都の活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、以下に掲げる項目について連携・協力する。
なお、具体的な事業実施の内容及び時期等については、甲乙で別途協議する。

- （1）京都コンテンツの創造、深化、魅力発信に関すること
- （2）文化振興に関すること
- （3）観光振興に関すること
- （4）その他、地域活性化に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行う。

（有効期間）

第3条 本協定は、締結の日から発行し、有効期間は平成28年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了日までに甲又は乙のいずれからも本協定の終了についての書面による申し出がない場合、本協定の有効期間は自動的に1年単位で更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議し合意のうえ、甲乙の記名捺印又は署名のある書面により、その内容を変更する。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲乙が協議して定める。

以上、甲乙両者は、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名又は署名のうえ、各自1通を保管する。

平成27年8月21日

甲 京都市中京区寺町通御池上ル
上本能寺前町488番地
京都市長

乙 東京都千代田区富士見二丁目
十三番三号
株式会社KADOKAWA
代表取締役社長